

亀山市景観計画に関する実績等報告書(令和4年度)

(建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	H 23 ~ R 年度																					
位置付け	本計画は、景観法第8条1項に基づき策定する「良好な景観の形成に関する計画」である。																					
目的・概要	国民生活の多様化が進むにつれて価値観が多様化してきている中、自然、歴史・文化といった様々な景観の特徴を活かしたまちづくりが行われている。本計画は、本市の風土を活かした美しいまちの景観を保全・創出するため、目標や方針、推進方策等を示したものである。																					
計画の骨格	<table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>概要</th> <th>景観法の条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 景観計画区域</td> <td>景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。</td> <td>第8条第2項第1号</td> </tr> <tr> <td>第2章 景観形成の方向性</td> <td>本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。</td> <td>第8条第2項第2号</td> </tr> <tr> <td>第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項</td> <td>一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。</td> <td>第8条第2項第3号</td> </tr> <tr> <td>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針</td> <td>景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。</td> <td>第8条第2項第4号</td> </tr> <tr> <td>第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項</td> <td>景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。</td> <td>第8条第2項第5号</td> </tr> <tr> <td>第6章 景観形成の推進方策</td> <td>本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	章	概要	景観法の条項	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号	第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	—
	章	概要	景観法の条項																			
	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号																			
	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号																			
	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号																			
	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号																			
	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号																			
第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	—																				

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>景観法に基づく58件(建築物35件、工作物11件、開発行為等12件)の届出を受理し、その際、事前相談等により景観についての指導を行い、良好な景観形成に努めた。</p> <p>「景観の日」に合わせた6月1日号の広報への景観啓発文の掲載とともに、景観形成推進地区の各自治会に対して、景観計画に関するパンフレットを配布した。また、関係機関(県、民間審査機関等)へも景観計画・届出関係のパンフレットの配布を行った。</p> <p>景観計画改定に係る景観重点地区指定を進めるため、重点地区候補地で、景観形成基準等についての地域懇談会を開催(3回)した。</p> <p>景観審議会を開催(1回)し、現況報告、今後の取組等についての意見聴取を行った。</p>
成果	<p>景観法に基づく届出制度による景観指導により、景観形成基準に則した良好な景観形成を図ることができた。</p> <p>近年増加している太陽光発電施設について、「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」に基づく景観への配慮事項について、事業者への指導を行った。(令和4年度 届出8件)</p> <p>景観計画関係のパンフレット配布等により、亀山市の景観計画についての周知を図り、良好な景観についての意識向上が図れた。</p> <p>景観重点地区指定候補地での地域懇談会の開催により、地域住民の景観についての知識、理解を深めることができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>1. 快適さを支える生活基盤の向上 (1)魅力的な都市空間の形成 (3)安らぎのある都市の形成</p> <p>魅力的で安らぎのある都市形成に寄与できたものと考えられる。</p>

反省点・課題	<p>景観重点地区指定候補地の地域住民の景観に対する意識が低く、懇談会等への住民参加が少ない。</p> <p>景観計画改定に係る新たな景観形成基準の設定にあたっては、地域の協力が不可欠であり、アンケート調査等、地域住民との合意形成の方法に工夫が必要となる。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>地域に則した合意形成の方法を検討し、地域住民の意識向上による景観形成基準の策定や、それに伴う景観重点地区指定を図っていく。</p> <p>また、「亀山市歴史的風致維持向上計画」等の関連計画と連携し、地域の特徴ある良好な景観の保全・創出に努める。</p>
--------	---